

入管法改悪は許しません！

“送還忌避罪”ではなく“難民保護法”こそが必要です。



入管法の改正をめぐる国会審議が紛糾している。同法案は入管施設での外国人収容の長期化の解決を図るためとして提案されたものであるが、難民申請中の者に対する強制送還が可能になること、難民申請が三度通らなければ国外退去命令が可能になり、従わない場合は新設の送還忌避罪が適用され、処罰の対象となることなどが盛り込まれ、難民申請者を含む日本に暮らす外国人の人權を著しく侵害するものとなっている。現在、日本の難民認定率はわずか0.4%であり、国際的にも極めて低い水準である。本国に強制送還されるのが命を奪われることを意味する場合においてさえ、難民として認定されない事例が多数発生している。そして、難民申請中であつたり在留資格が認められなかったりする人々が入管施設に収容され、その命と権利が犯されている。九七年以降、入管収容施設では二四人の犠牲者が出ている。今年三月六日には名古屋入管にてスリランカ人女性のワイシユマ・サンダマリさんが体調不良を訴え、明らかに衰弱していたにも関わらず適切な治療を受けられず死に至っている。まずは、この事件の全容説明が最優先である。そして、再発防止のためにも、管理から保護へと日本の難民政策を大きく転換する必要がある。そのため社民党を含む立憲野党は共同で難民保護法案を提出している。長期収容問題の解決は日本社会が変わることによってなされるべきであり、難民申請者に強制送還されるか犯罪者になるかの二択を迫るといふ脅しによってではない。



国会前緊急シットインに参加する
大椿ゆうこ副党首（2021.4.28）

「入管法改悪反対」の世論は日に日に高まり、衆議院法務委員会での強行採決をすでに二回阻止している。廃案をめざし、さらに一段階連帯の輪を広げていこう。



「入管法を改悪しないでください！」

“Open the Gate for All – 移民・難民の排除ではなく共生を –”
のオンライン署名にご協力ください。

「がんばれ社民党」
カンパのお願い

郵便振替 00130-9-463037
口座名「がんばれ社民党」
<http://www5.sdp.or.jp>

THE SHAKAI SHIMPO

社会新報

発行所 社会民主党全国連合機関紙宣伝局 週刊(水曜日発行)
〒104-0043 東京都中央区湊 3-18-17 マルキ楼本ビル 5F 電話代表 03(3553)

2021年春季 政策号外